

公益財団法人鷹揚郷 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、退職給付金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2. 常勤の役員に対する退職給付金は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した者に限り支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬……支給総額を年間 2,000 万円以内とし、1 人月額 50 万円以内とする。
また、理事会、評議員会への出席 1 回につき 5 万円、決議の省略の場合も 5 万円とする。
- (2) 退職給付金……別表第 1 に定める算式のとおり月単位での支給とする。

2. 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席 1 回につき 5 万円、決議の省略の場合も 5 万円とする。

3. 評議員に対する報酬の額は、支給総額を年間 300 万円以内とし、評議員会への出席 1 回につき 5 万円、決議の省略の場合も 5 万円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬……毎月 25 日。ただし、これらの日が休日に当るときは前日とする。

また、理事会、評議員会に出席した都度（決議の省略を含む）支給する。

- (2) 退職給付金……任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後 1 ヶ月以内に支給する。

2. 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席した都度（決議の省略を含む）支給する。

3. 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度（決議の省略を含む）支給する。

4. 報酬等は、通貨を持って本人（死亡により退任した者の退職給付金にあっては、その遺族。）に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口

座に振り込むことができる。

5. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割り計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3. 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、日割り計算とする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。

附則

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

第2条 (報酬等の額の算定方法) 第3条第1項第1号、第2項、第3項

「報酬…支給総額年間2,000万円以内とし、1人月額50万円以内とする。」を

「報酬…支給総額年間2,000万円以内とし、1人月額50万円以内とする。また、理事会、評議員会への出席1回につき5万円、決議の省略の場合も5万円とする。」に改める。

「非常勤役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき5万円とする。」を「非常勤役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき5万円、決議の省略の場合も5万円とする。」に改める。

「評議員に対する報酬の額は、支給総額を年間300万円以内とし、評議員会への出席1回につき5万円とする。」を「評議員に対する報酬の額は、支給総額を年間300万円以内とし、評議員会への出席1回につき5万円、決議の省略の場合も5万円とする。」に改める。

第3条 (報酬の支給方法) 第4条第1項第1号、第2項、第3項

「報酬…毎月25日(ただし、これらの日が休日に当たるときは前日とする。)」を

「報酬…毎月25日。ただし、これらの日が休日に当たるときは前日とする。また、理事会、評議員会に出席した都度(決議の省略を含む)支給する。」に改める。

「非常勤役員に対する報酬は、理事会に出席した都度支給する。」を「非常勤役員に対する報酬

は、理事会に出席した都度（決議の省略を含む）支給する。」に改める。

「評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度支給する。」を「評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度（決議の省略を含む）支給する。」に改める。

第4条（委任）第6条

「この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。」を「この規程の施行に関して必要な事項は、評議員会の決議を経て別に定める。」に改める。

第5条 この改定は令和5年3月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

報酬の月額×在職月数÷12ヵ月